

下水道排水設備工事責任技術者届出事項変更届

(あて先)

京都府下水道協会 会長 様

(登録申請市町名)

※協会受理

※協会処理

協会登録番号

責任技術者氏名

※氏名変更の場合は、責任技術者証に記載の氏名を記載してください。

電話番号 ()

変更を必要とする事項に○をして、その項目欄にのみ、その事項を記入してください。

(1. 住所 2. 氏名 3. 指定業者 4. 申請手続をした市町等 5. 登録の抹消)

新住所	〒	—
新氏名	(ふりがな)	
新勤務先	(ふりがな)	
	会社名	
	〒	—
		電話番号 () —
新登録市町		
登録抹消の理由		

《添付書類》

- 1 変更事項を証明する書類
- 2 変更前の責任技術者証
- 3 申請者の顔写真(最近3か月以内に撮影した上半身のもの(サイズ縦4.0cm×横3.0cm)1枚 裏面に貼付

※ 新勤務先欄には、府内市町にて指定を受けている業者のみを記入してください。

**責任技術者証
写 真**

縦4cm×横3cm
(提出日3か月以内)
(上半身脱帽)

裏面に氏名を記入し、はがしやすいように中心部にのりつけて貼ってください。

年 月撮影

※市町受付時確認欄

	変更事項を証明する書類
	変更前の責任技術者証
	証明写真1枚

※更新講習受講申請受付期間の場合は、
下記項目についても確認してください。

資格更新対象者で ある ・ ない

(上記対象者の場合) 申請書類送付 済 ・ 未

1) 下水道排水設備工事責任技術者届出事項変更届の提出先について

次の何れかの条件に合致する市町の下水道担当窓口へ、必要書類を添付して提出してください。

- ① 勤務先が府内市町から指定を受けている場合
→勤務先を指定している市町の下水道担当窓口
※複数の市町から指定を受けている場合は、届出をする技術者が主に従事する市町
- ② 勤務先が府内市町から指定を受けていない場合
→住民登録を行っている市町の下水道担当窓口(伊根町、南山城村を除く)
※住民登録地が伊根町、南山城村または京都府外の市町村の場合は、最寄りの京都府内市町の下水道担当窓口

2) 添付書類について

届出に必要な書類は、次の通りです。

- ① 変更事項を証明する書類(変更する事項に関するもの)
住所・氏名の変更＝住民票の写し、在留カード又は特別永住者証明書の写し
勤務先の変更＝健康保険被保険者証の写しや保険料領収書の写しなど、公的機関が交付し、氏名と勤務先社名が同一紙面で確認できるもの 他
※新しい勤務先が府内市町で指定を受けていない場合は不要です。

- ② 変更前の下水道排水設備工事責任技術者証（原本）

- ③ 申請者の顔写真 1枚

- ・最近3か月以内に撮影した上半身のもの。
- ・サイズ：縦4cm×横3cm（カラー・白黒を問わず）
- ・届出事項変更届の裏面の指定位置に貼り付けること。

※変更前の下水道排水設備工事責任技術者証（原本）がないときは「再交付」の手続きが必要です。手続きに必要な書類は、当協会ホームページからプリントアウトできます。

※「再交付」の手続きを同時にする場合、写真や住民票などの重複する添付書類については省くことができます。

3) 問い合わせ先

届出について不明な点は、

一般財団法人京都市上下水道サービス協会 業務課
電話：075-681-0235

までお尋ねください。